

埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱

(平成26年3月31日知事決裁)

(趣旨)

第1条 埼玉県（以下「甲」という。）及び埼玉県内の全市町村（以下「乙」という。）は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、県内で発生する自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯の生活の再建を図ることを支援するため、埼玉県・市町村家賃給付金（以下「給付金」という。）の支援をする。

2 前項の給付金の支援に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に定める自然災害をいう。
- (2) 全壊世帯 自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯をいう。
- (3) 住家被災市町村 給付金の支給対象となる全壊世帯が被災時点において居住する市町村をいう。
- (4) 公営住宅等 甲及び市町村営の公営住宅並びに甲及び市町村が斡旋する国家公務員宿舎、雇用促進住宅、独立行政法人都市再生機構の住宅等の公的住宅をいう。

(支給対象世帯)

第3条 甲は、特別な理由により甲又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（以下「仮住宅」という。）に入居した全壊世帯に対して、給付金を支給する。

2 前項の特別な理由とは、次に定めるものとする。

- (1) 全壊世帯に身体障害者があり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。
- (2) 全壊世帯に児童又は生徒があり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。
- (3) 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。

- (4) 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。
 - (5) 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。
 - (6) その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由
- 3 第1項の支給対象となる全壊世帯は、当該自然災害のため新たに仮住宅に入居した世帯に限るものとする。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、次に該当する世帯に対しては給付金を支給しない。
 - (1) 生活保護のうち住宅扶助を受給している世帯
 - (2) 中国残留邦人等に対する支援給付のうち住宅扶助を受給している世帯
 - (3) 国の住居等困窮離職者支援施策における住宅支援給付を受給している世帯（平成26年度まで）
 - (4) 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金を受給している世帯（平成27年度から）
 - (5) 埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団員が属する世帯

（給付金の支給）

- 第4条 甲は県内で被災した前条第1項に規定する全壊世帯（以下「支給対象世帯」という。）の世帯主に対して、当該世帯主の請求に基づき、給付金の支給を行うものとする。
- 2 支給対象世帯の世帯主に対する給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。
 - 4 被害の程度は住家被災市町村がその認定を行うものとする。
 - 5 給付金の支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。
 - 6 同一の自然災害により、法第3条第2項第3号の規定による被災者生活再建支援金の支給を受ける全壊世帯に対しては、給付金を支給しない。
 - 7 全壊世帯が、同一の自然災害により給付金又は基本協定第3条の規定に基づく埼玉県・市町村生活再建支援金（以下「支援金」という。）のいずれも支給の対象となるときは、当該支給対象世帯の選択に従い、いずれか一方のみを支給することとし、併給はしない。

(支給の申請)

第5条 給付金の支給を申請するときは、支給対象世帯の世帯主が住家被災市町村を經由して甲に、仮住宅の賃貸借契約を締結した日から30日以内に給付金支給申請書(様式第1号)及び次の各号に掲げる添付書面等を提出することにより行うものとする。

- (1) 住民票等の世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書
- (2) 住宅が全壊の被害を受けたことが確認できる住家被災市町村の発行する罹災証明書
- (3) 仮住宅の賃貸借契約書の写し
- (4) 公営住宅等に入居しない特別な理由を証明する書面等
- (5) 被災世帯主名義の預貯金通帳のうち、給付金を振り込む口座を確認できる部分の写し
- (6) その他、甲が指示する書面等

2 前項の規定による給付金の支給の申請は、当該給付金の支給に係る自然災害による被害が発生した日から起算して、3月を経過する日までに住家被災市町村に提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、やむを得ない事情により支給対象世帯の世帯主が、これらの規定に定める期間内に給付金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。

4 支給対象世帯の世帯主から申請を受理した住家被災市町村は、申請内容について給付金支給申請に係る進達文書(様式第2号)及び給付金申請者一覧表(様式第3号)を添えて、支給対象世帯の世帯主からの申請書面等を速やかに甲に進達するものとする。

(支給の決定)

第6条 甲は、前条第4項の規定による進達を受理したときは、申請内容を審査の上、給付金の支給についてその可否を決定する。

2 甲は、前項の規定による審査において疑義等が生じた場合には、当該申請を受理した住家被災市町村等に確認又は申請書及び添付書面等の補正等を求めることができる。

(決定の通知)

第7条 甲は、前条第1項による決定の内容を給付金の決定通知書(様式第4号)により支給対象世帯の世帯主に通知するとともに、その写しを当該世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

(支給の請求)

第8条 給付金の支給の決定を受けた者(以下「支給決定世帯主」という。)

は、給付金の支給を受けようとするときは、給付金の支給を受けようとする月の末日までに給付金請求書（様式第5号）に関係書類を添えて、住家被災市町村に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による請求を受理した住家被災市町村は、請求内容を確認の上、速やかに甲に進達するものとする。

（支給の時期）

第9条 甲は、前条の規定により請求があった場合には、請求のあった月の翌月の末日までに、支給決定世帯主に給付金を支給するものとする。

（支給決定の取消）

第10条 甲は、支給決定世帯主が次の各号のいずれかに該当した場合には、給付金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段によって給付金の支給を受けたとき。
- (2) その他、給付金の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又はこの要綱に基づく請求に応じないとき。

- 2 前項の規定による決定をした場合は、甲は、給付金支給決定取消通知書（様式第6号）により支給決定世帯主に通知するとともに、その写しを当該世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

（給付金の返還）

第11条 規則第17条第1項の規定による返還の命令をする場合は、甲は、給付金返還請求書（様式第7号）により当該支給決定世帯主に返還を命ずるとともに、その写しを当該世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

- 2 前項の給付金返還請求書の写しを受理した住家被災市町村は、給付金の返還並びに加算金及び延滞金の納付について、当該支給決定世帯主と連絡調整を行うものとする。

（他の支給の一時停止等）

第12条 支給決定世帯主に対し給付金の返還を命じ、当該支給決定世帯主が当該給付金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該支給決定世帯主に対して、基本協定に基づき他の支給すべき金銭があるときは、相当の限度においてその支給を一時停止し、又は当該金銭と未納付額とを相殺するものとする。

（給付金の財源）

第13条 給付金は、甲の予算から支出するものとする。

- 2 甲は、前年12月から当年11月までに支給した給付金の総額を集計し、

当年12月20日までに、各市町村ごとの負担額を明示し各市町村に負担金を請求するものとする。

- 3 各市町村は、甲から請求を受けた後、翌年4月末日までに、請求のあった年度の甲の会計に自己の負担金を納付するものとする。

(証拠書類の保存)

第14条 甲及び乙は、この給付金の支給に係る予算及び決算並びに申請受理から支給決定までに関する証拠書類等を支給完了後5年間保管しておかなければならない。

(疑義等の協議)

第15条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱に関する疑義が生じたときは、甲及び乙又は甲及び住家被災市町村が協議して定めるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に生じた自然災害に係る給付金の支給について適用する。

平成 年 月 日

（市町村経由）

埼玉県知事 ○○ ○○

申請者氏名

埼玉県・市町村家賃給付金支給申請書

埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第5条の規定により、埼玉県・市町村家賃給付金の支給について下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、私及び私の世帯の者は暴力団ではありません。また、支給の審査に当たり、私及び私の世帯の者や被災状況等に関する事項を関係機関に確認することについて同意します。

記

全壊世帯主の ^{ふりがな} 氏名			
全壊住宅の住所	〒		
仮住宅の住所	〒	電話番号	
仮住宅賃貸借契約者 〔※世帯主でない場合はその理由〕			
仮住宅賃貸借契約締結日			
申請する給付金の額	月額	円	仮住宅の家賃 月額
			円
		入居世帯員の人数	人
公営住宅等に入居しない理由			
仮住宅入居予定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
世帯主の振込先口座	金融機関名：_____ 支店名：_____ 種別：普通、当座、その他 口座番号：_____ ■ゆうちょ銀行 記号：_____ 番号：_____		
添付書面等	(1)住民票、(2)罹災証明書、(3)仮住宅の賃貸借契約書の写し、(4)公営住宅等に入居しない理由を証明する書面等、(5)預貯金通帳の写し、(6)その他		